

恵庭市青少年表彰候補者の推薦について

これは、恵庭市青少年表彰条例及び同施行規則に基づき定められている青少年表彰実施要領をわかりやすくしたものです。

候補者として、条件に合った方を推薦くださいますようお願いいたします。

1 表彰の種類

- (1) 青少年善行表彰
- (2) 青少年団体活動者表彰（個人）
- (3) 青少年団体活動者表彰（団体）
- (4) 優良勤労青少年表彰

2 表彰の対象条件

(1) 青少年善行表彰

- ①市内に居住する、小学生以上25歳未満（11月3日現在）の者。
- ②原則として継続的善行（3年程度）を対象とするが、内容により一時的な善行も対象とする場合がある。
- ③以下の行為・行動が、全市において特に顕著で模範的であると認められるもの。
 - ・ 奉仕的な行為
 - ・ 忍耐や努力を必要とする行為
 - ・ 勇気を必要とする行為
 - ・ 青少年の模範となる顕著な行為

(2) 青少年団体活動者表彰（個人）

- ①市内に居住する、小学生以上25歳未満（11月3日現在）の者。
- ②以下の団体活動に係わっていること。
 - ・ 市内の青少年団体に3年以上所属している者。
 - ・ 市内の小学校、中学校、高校、専修学校又は大学に在学し、校内の活動団体に所属している者。
- ③個人の所属する団体は、次の条件を備えていること。
 - ・ 健全な活動目的、規約、会則又はそれに準ずる会の規定を持っている。
 - ・ 年間計画を持ち、年間に自主活動を5回以上行っている。
 - ・ 会員数は5名以上であり、自主運営され、適切な指導者がいる。
- ④以下の行為・行動が、全市において特に顕著で模範的であると認められるもの。
 - ・ 現在、所属する団体の役員として、中心的な役割を果たしていること。（※団体の規約にある役員の他、規約になくても企画、立案、運営、指導のいずれかに専門的に関わっているものを含む。）
 - ・ 団体の目的達成（団体活動の充実発展）のための功績が、特に顕著であること。

(3) 青少年団体活動者表彰（団体）

- ①市内に組織する団体であり、3年以上の活動歴がある。（※ただし、子ども会は10年以上、ボーイスカウト・スポーツ少年団は5年以上の活動歴とする。）

- ②健全な活動目的、規約、会則又はそれに準ずる会の規定を持っている。
- ③年間計画を持ち、年間に自主活動を５回以上行っている。
- ④会員数は５名以上であり、自主運営され、適切な指導者がいること。
- ⑤以下の内容が、全市において特に顕著で模範的であると認められるもの。
 - ・活動の目的が健全であり、絶えず堅実で活発な活動が続けている。
 - ・活動において心身ともに豊かな人間性の形成に努めており、活動する青少年の将来に期待が持てる。

(4) 優良勤労青少年表彰

- ①市内に居住する、２５歳未満（１１月３日現在）の者。
- ②以下の内容が、全市において特に顕著で模範的であると認められるもの。
 - ・日常生活において誠実性が認められ、近隣住民や同僚、友人からもその評価が高い。
 - ・職場において、勤務状況が特に良好である。
 - ・困難な環境を克服し、職務に忠実かつ奨励であって、職務技能への向上や研さんに努める姿勢への評価が高い。
 - ・同一事業所に概ね３年以上就業し、永続的に就業見込みがある。
 - ・本市の地域社会に貢献する活動を行っている場合、加算の対象とする。

３ その他

- (1) 既婚者は、除外する。
- (2) 個人表彰の再受賞は、同一部門については認めない。
- (3) 各団体からの推薦数は、１名を基本とする。ただし、複数の被表彰者を推薦する場合は、必ず優先順位を明記すること。
- (4) 表彰は、１１月３日、文化の日に行う。